第1章 計画策定の目的と位置づけ

1 計画の趣旨

今日急速に進む、少子高齢化や核家族化、さらに本町では過疎化も同時に進み、福祉 分野においても大きな影響を及ぼしています。子育てから高齢者福祉に至るまで地域で は、人間関係の希薄化などにより、虐待や孤独死が社会問題化しております。

このような中で、住民の生活ニーズは多種多様なものとなり、従来のフォーマルサービスのみでは当然対応できない状況になっています。そこで、住民によるお互いの支え合い・助け合いなどのインフォーマル支援の充実を図るため、現状に応じた地域福祉の向上が必要になっています。

そこで、住民によるお互いの支え合い、助け合いの支援体制やサービス提供のあり方について、より身近なところで、より柔軟に行われることが求められています。

平成12年に社会福祉に関する基本法であった「社会福祉事業法」が「社会福祉法」 へと改正され、サービス利用者と提供者とが対等な関係となり、多様化するニーズに対 し地域において総合的な支援体制を確立するとともに、住民の積極的な参加による福祉 文化の創造をめざして「地域福祉計画」の策定が位置づけられました。

また、社会福祉協議会は、これまで以上に地域福祉の推進役として位置づけられるとともに、サービス利用者一人ひとりの日常生活をきめ細かく支援していくことに大きな期待が寄せられています。

本町の福祉においては、行政と社会福祉協議会が補完・補強し合う関係にあり、それ ぞれの計画は住民参加のもとで策定され、目指すべき目標、生活課題、社会資源におい ても共有するものであり、推進内容の共有化を図り、両者が協働して円滑に地域福祉を 進めるため、計画を合本してまとめ上げています。

このような観点を踏まえ、住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、 地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、初期計画を総合的に見直しして、そ の指針となる「第2期 南富良野町地域福祉計画・南富良野町地域福祉実践計画」を策 定するものです。

2 計画の意義

計画をつくる際の住民参加は、地域住民一人ひとりが地域福祉を推進する主体(一員)という認識を持つ機会として、必要不可欠なものです。

これは、行政や社会福祉協議会にとって、地域住民の生活課題を再発見・再認識する機会となり、それを共有して時代や地域状況に適合した、よりよいサービスを提供する体制づくりにつながることから、この計画づくりの過程そのものが大きな意味を持つことになります。

また計画は、住民自身が地域で活動するための行動計画となるもので、住民主体によるまちづくりを推進していく上で欠かすことのできないものであります。

3 計画の目的

本計画は、本町における福祉に関するマスタープランとして、過疎化と少子高齢化が進む中で、福祉によるまちづくりのグラウンドデザインとして、南富良野町が「地域福祉計画」、南富良野町社会福祉協議会が「地域福祉実践計画」を策定し、地域福祉に関する施策の総合的な推進に資することを目的とします。

4 国が示す視点

国は、平成12年度以降、策定が始まった地域福祉計画に対して、見直しに関わる視点を示しており、本計画もそれを踏まえて策定します。

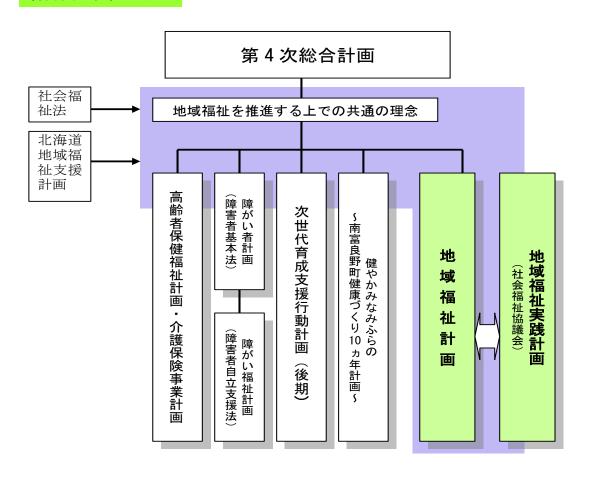
	視点	例示					
1	住民が生活課題を発見するしくみをもっている	住民懇談会など、参加の場が用意 されている					
2	地域福祉活動の担い手、組織養成の方策がある	団体やボランティアなどの人材養 成や組織づくりのしくみがある					
3	活動拠点、活動資金確保の方策がある	身近な場所や拠点があり、活動の ための資金確保のしくみがある					
4	取り組みについて、圏域が設定されている	小中学校区など生活に根ざした圏 域の取り組みが設定されている					
5	地域ケア方策がある	フォーマル、インフォーマルサー ビスの連携、相談体制がある					
6	災害時要援護者への支援策がある	防災マップ、お助け隊、見守り隊 など、要援護者への支援策がある					
7	圏域ごとの計画が策定されている	圏域の特徴に応じた取り組み計画 がある					

5 計画の位置づけ

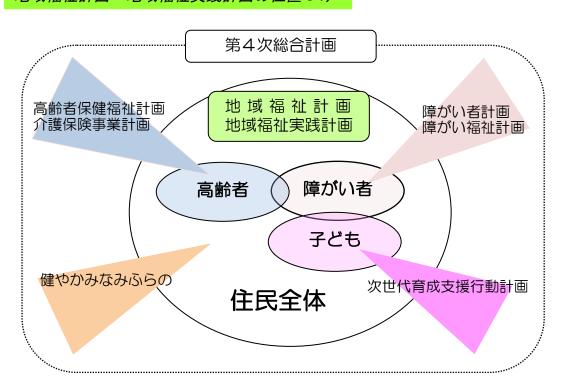
(1)計画の位置づけ

地域福祉計画は、「南富良野町第4次総合計画」に基づいた地域福祉のマスタープランであり、別に定められた「健やかみなみふらの」「次世代育成支援行動計画(後期)」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)」「障がい者計画」「障がい福祉計画」など、法の根拠を異にする高齢者、障がい者、児童という対象ごとに策定されている、個別計画と調和をとり、それぞれを横断するものとして位置づけられる計画です。また本計画は、策定委員会における検討を踏まえ、今後、南富良野町が目標とする新たな地域福祉を実現するため、基本的な方向性と具体的な施策の展開方向を示すもので、地域福祉の推進に重要な役割を果たすものです。

各計画の位置づけ



地域福祉計画・地域福祉実践計画の位置づけ



(2) 南富良野町地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。

【社会福祉法 第 107 条 の規定】

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 南富良野町地域福祉実践計画

地域福祉実践計画は、「地域福祉」を推進するために地域住民、ボランティア、福祉団体等が参画して策定する計画で、次のような特徴と目的を担っています。

【地域福祉実践計画】

(計画の特徴)

「地域福祉計画」が地域福祉を計画的に推進するための行政計画であるのに対し、「地域福祉実践計画」は、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として主体的に策定する活動・行動計画です。

地域福祉に関わる多種多様な生活課題に対し、地域住民、関係機関・団体等が連携し、適切な役割分担のもと、福祉のまちづくりに向けて第一歩の取り組みを示す計画です。

(計画の目的)

だれもが、住み慣れた地域で、個人として尊ばれ家族や隣近所と温かなきずなを保ちながら、地域の一員としてのつながりをもち、ともに支えあい助けあい、安心して暮らし続けていける地域社会を望んでいます。

地域には、生きがいを見出せない人、家に閉じこもりがちな人、育児に悩んでいる人、また貴重な経験や知識技術を持ちながら生かす場を見つけられずにいる人など様々な生活課題を抱えている人がいます。

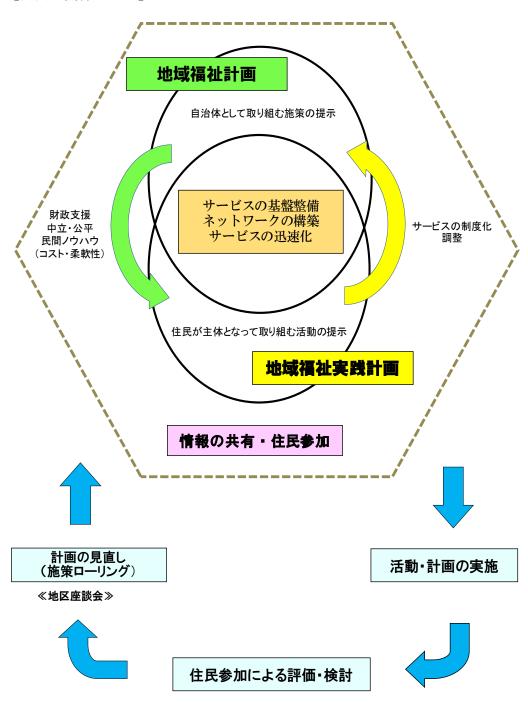
そのすべての地域の人々が、心をひとつにしてより住みよい町、誇りの持てる地域社会づくりを目指して、みんなで考え、みんなで支えあい、みんなで 解決する、そんな地域のネットワーク・活動が求められています。

地域福祉実践計画は、新しい社会福祉法の「個人の尊厳」「自立生活の支援」 「地域福祉の推進」「福祉サービスの提供の原則」を踏まえ、「誰もが住みよい福祉のまちづくり」を目指して策定するものです。

(4) 地域福祉計画と地域福祉実践計画の関係

南富良野町が策定する「地域福祉計画」は、住民の参加を得て地域生活上の課題を解決すべく必要なサービス内容を明らかにし、サービスを提供する体制を計画的に整備する行政計画である。一方、南富良野町社会福祉協議会が推進する「地域福祉実践計画」は、地域住民と各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画である。したがって両計画は地域の生活課題や社会資源、地域福祉推進の理念など共有化を図り福祉活動と支援策を共通に位置付け相互に連携するものである。

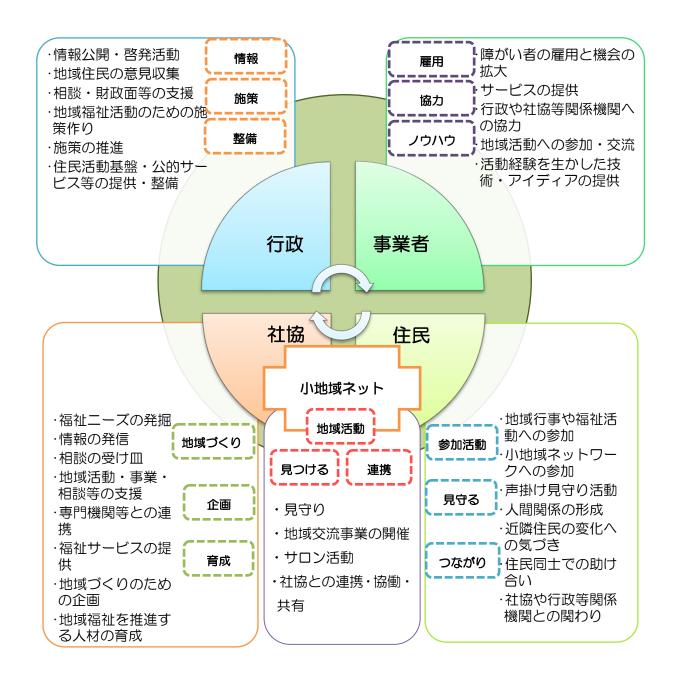
【計画の関係フロー】



(5)「行政」・「社協」・「事業者」・「住民」・「小地域ネットワーク」の主な役割

前期南富良野町地域福祉計画・地域福祉実践計画では、「行政」・「社協」・「事業者」・「住民」が役割を担い連携することで、施策の推進を図ってきました。その中で近隣住民から構成される「小地域ネットワーク」は多様に活動を展開し、地域に果たす役割が大きいことから、第 2 期の計画においては「行政」・「社協」・「事業者」・「住民」に加えて「小地域ネットワーク」を位置づけ、それぞれの役割について整理します。

主な役割



6 計画期間

本計画の期間は、平成23年度から平成27年度の5年間とします。

1. 雨 40 88	年 度											
計画期間	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
地域短处計画		第1期										
地域福祉 計画地域福祉実践計画								<u> </u>	年2 其	· 月		

※ 計画の進捗状況や制度改革、地域情勢などが著しく変化した場合は、状況に応じて適宜見直しを検討するものとします。

7 計画の策定方法

住民の積極的な参加による計画の策定を図るため、次の方法により住民.の様々な意見、ニーズなどの把握に努め、計画策定に取り組みました。

(1) 南富良野町地域福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係団体、保健医療福祉関係者、住民公募委員など10名による「南富良野町地域福祉計画策定委員会」を平成22年7月15日に設置しました。

この策定委員会は、町が委員を委嘱して設置したものですが、本計画書は社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と合本して作成することから、本策定委員会においては、両計画策定を合わせて検討しました。

(2) 地区座談会等

本計画は、住民自らが地域福祉の推進に取り組むための行動計画となるものなので、地域住民の意見を次により聴き、計画に反映する取り組みを行いました。

① 地区座談会

町内各地区の公民館において、地域住民と意見交換を行い、日常生活上の課題や日ごろ不安に思っていることなどの把握に努めました。

② サロン懇談会

本年度から住民主体で運営されている、幾寅地区(朝日・ぎふ・西町・いこい)サロンに出向き、参加者や運営支援者と意見交換を行い、サロン活動の中で把握されている生活課題や困りごとなどの把握を行いました。

③ 総合学習ナンプタイム

南富良野中学校で取り組んでいる総合学習ナンプタイムを活用し、生徒自身が地域の高齢者、子ども、主婦、観光客の視点で調査・研究分析した結果を本計画に反映させました。